35ts E

2012 **9**No.93

一般社団法人三田労働基準協会報

_ CONTENTS

労働ニュース ● 2~8

「平成24年度全国労働衛生週間」のお知らせ

9月は過重労働による健康障害防止推進月間です/港地域産業保健センターの活用のすすめ/9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です/11月は特定自主検査強調月間です/東京都最低賃金10月1日から13円引き上げ/最近の管内における労働災害事例/平成24年度三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況/労働者派遣法が改正されます/「労働契約法の一部を改正する法律」の概要/他

東京労働局/三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●8~9

最近の雇用失業情勢/平成25年4月から障害者の法定雇用率が引き上げになります! /マザーズハローワーク東京からのお願い!

労働インフォメーション ● 10

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正 について」のお知らせ

協会だより ● 11~13

「全国安全週間説明会」が開催されました/「産休・育休者セミナー」のお知らせ/「港地区健康と安全推進大会」のご案内/「産業保健フォーラムIN TOKYO 2012」のお知らせ

コラム ● 14

いのち・シリーズ⑥ 知覧からの手紙(2)



第63回全国労働衛生週間 10月1日~7日(準備期間: 9月1日~30日)

スローガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

平成24年度全国労働衛生週間実施要綱

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第63回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、 国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきていますが、近年は横ばいとなっており、昨年は7,779人と前年と比べ4%減少に留まりました。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が平成23年は52.7%とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となりました。

また、我が国の自殺者3万人超のうち約2,700人が勤務問題を原因・動機の一つとされ、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なくなく、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しています。

今年は、第11次労働災害防止計画の最終年となりますが、以上の状況を踏まえ、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。このような観点から、

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンに10月1日から10月7日までを全国労働衛生週間、9月1日から9月30日までを準備期間として展開し、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

事業場の実施事項 (厚生労働省ホームページ労働基準・全国労働衛生週間より掲示)

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

| 7 | ア | 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視 |
|---|---|---|
| | 1 | 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示 |
| | ל | 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰 |
| | L | 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施 |
| 7 | † | 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施 |

(2) 準備期間中に実施する事項 下記の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図ります。

| ア | 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づく メンタルヘルス対策の推進 | ス | 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害 防止対策の徹底 |
|---|---|-----|--|
| 1 | 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | セ | 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| ウ | 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシ ステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化 | ソ | VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン によるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| I | 作業環境管理の推進 | タ | 化学物質の管理の推進 |
| オ | 作業管理の推進 | チ | 石綿障害予防対策の徹底 |
| カ | 健康管理の推進 | 11/ | 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施の |
| ク | 職場における受動喫煙防止対策の推進 | | ための体制の整備・充実 |
| ケ | 粉じん障害防止対策の徹底 | テ | 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 |
| ⊐ | 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ト | 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取り組みの促進 |
| サ | 熱中症予防対策の徹底 | ナ | 職場におけるエイズ問題に関する理解と取り組みの促進 |
| シ | 電離放射線障害防止対策の徹底 | = | 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |

2 are the proof of the proof

9月は過重労働による健康障害防止推進月間です

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的見地が得られています。働くことにより労働者が健康を損なうことがないよう、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施しましょう。

過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置は次のとおりです。

- 1 時間外・休日労働時間の削減
- 2 年次有給休暇の取得促進
- 3 労働時間等の設定の改善
- 4 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - (1) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
 - (3) 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置

労働者数50人未満の事業場の皆さまへ **港地域産業保健センターの活用のすすめ**

地域産業保健センターは、労働者数50人未満の小規模事業場にあっては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談等の産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。このため、小規模事業場の産業保健サービスを充実させることを目的として、全国各都道府県の監督署所轄地域ごとに地区医師会に委託し、設置されています。

当署管内は『港地域産業保健センター』が担当します。

港地域産業保健センター

〒106-0045 港区麻布十番1-4-2 東京都港区医師会会館 電話:03(3582)6261(平日の9時~17時対応可) Emailアドレス:yss35820@jade.dti.ne.jp(港地域産業保健センター宛)

以下のサービスを『無料』で受けられます。

- ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- ② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ④ 長時間労働者に対する面接指導

9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です

じん肺は、古くから知られている代表的な職業性疾病であるにもかかわらず、じん肺およびじん肺合併症による業務上疾病者数は、減少傾向にあるものの、依然として多い状況にあります。

このような粉じんによる障害を防止する対策としては、粉じんの発散防止対策および粉じんへのばく露を 低減するための措置や粉じん作業従事労働者の離職後も含めた健康管理が重要です。

((((東京労働局労働基準部・三田労働基準監督署ニュース))))

- 1 平成24年2月、粉じん則およびじん肺法施行規則が改正されました(平成24年4月1日施行)。
- ◆屋外で金属をアーク溶接する作業の措置
 - ○呼吸用保護具(防じんマスク)の使用
 - ○じん肺健康診断の実施

- ○休憩設備の設置
- ○じん肺健康管理実施状況報告の提出
- ◆屋外で岩石・鉱物を裁断等をする作業の措置
 - ○呼吸用保護具(防じんマスク)の使用
- 2 第7次粉じん障害防止総合対策(平成20年度~24年)
 - ○ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策 ○アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
 - ○金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策 ○離職後の健康管理

11月は特定自主検査強調月間です

特定自主検査に対する理解と認識を高めることを目的に、毎年11月を「特定自主検査強調月間」と定め、厚 生労働省・経済産業省後援、各労働災害防止団体協賛で全国一斉に特定自主検査の普及促進に努めています。

■ 特定自主検査とは

定期自主検査を行わなければならない機械のうち、建設機械(油圧ショベルなど)や荷役運搬機械(フォー クリフトなど)等、特定の機械については、1年以内に1回(不整地運搬車は2年に1回)、一定の資格 を持つ検査者の検査を受けなければなりません。この検査を「特定自主検査」といいます。

■ 特定自主検査の方法

特定自主検査の方法は、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検 香しと、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」とがあります。

■ 検査済標章(ステッカー)の貼付

特定自主検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章(ステッカー)を貼付しなければなりません。

東京都最低賃金10月1日から13円引上げ

東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、東京都最低賃金は、10月1日から13円引き上げて、 時間額850円に改正されます。

- 東京都最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年7月3日、東京労働局長(山田 亮)から 東京地方最低賃金審議会(会長 安西 愈(まさる))に対し諮問を行った。同審議会は審議の結果、8 月6日、現行の最低賃金の時間額837円を13円引き上げて、850円に改正する(引上率1.55%)ことが 適当である旨の答申を行った。これを受けて東京労働局長は、公示等所要の手続きを経て、本年度の東 京都最低賃金の改正を決定した。
- 2 今回の改正は、東京都最低賃金を生活保護水準と比較したところ20円下回っていたことを踏まえ、本 年度において鋭意その解消を目指し検討したものの、現下の東京都の経済情勢等を踏まえると、今年度 で乖離額全額を解消できる状態にはなく、平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度 地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき、最低賃金法第9条第3項の趣旨に かんがみ、できるだけ速やかに解消することとしたとの内容となっている。
- 3 東京都最低賃金は、都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用 され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。
- 4 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する 課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」(電話 03-3543-6326) を設けている。

死亡災害・重大災害が多発しています みんなで労働災害を防ぎましょう!!

東京ゼロ災害運動スローガン

『働く人、企業、家族の元気づくり』

今年1月から「東京ゼロ災害運動」を実施中ですが、8月に入って、解体作業中に開口部からの墜落によ る死亡が発生し、管内の建設現場での死亡災害は2件となりました。また、4月以降、建設現場ではCO中 毒による重大災害が2件発生しています。さらに、出張中の災害により3名が死亡(うち、1名はその他の 業種)しています。

以下の事項について重点的に取組み、みんなで安全な現場を構築しましょう。

- 1 事前にリスクアセスメントを実施すること。計画段階でのリスクアセスメントの甘さが事例1、事例 2の事故に直結しています。特に墜落を初めとする3大災害については厳しいリスク低減措置を講ずる
- 2 安全衛生教育を実施し、その内容を理解させること。事例2、3は有害業務に係る知識不足が災害の 原因です。
- 3 作業開始前の危険予知活動は、的確に危険個所を把握し、それに見合った対策を確実に講ずること。

最近の管内における労働災害事例

事例1

テナントビル解体工事において、屋上(8F) のエレベーターシャフト開口部付近を移動中、 ガラに足を滑らし約25m墜落し、死亡。



事例2

ずい道立坑内で、エンジン式水中式ポンプ2台 で揚水中、作業員3名がCO中毒になった。 立坑最上部(約14m離れ)に排風機設置。

事例3

施設ホールの床の既存塗装を作業員6名で研磨 作業中、6名全員がCO中毒になった。研磨機 の電源は発電機2台。室内換気なし。

事例4 (上段)(出張中の死亡災害)

事例5 (下段)(出張中の死亡災害)



<お問い合わせ先> 三田労働基準監督署 安全衛生課 03 (3452) 5474

((((東京労働局労働基準部・三田労働基準監督署ニュース))))

(死亡+休業4日以上)/労働者死傷病報告による7月末現在 三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況 平成24年

| 中二 | 2 | 0 | 39 | 28 | 4 | 0 | 0 | 20 | 2 | - | 9 | 7 | 9 | 33 | 19 | 0 | 56 | 224 |
|----------------|-----|----|-----|-------|-------|-----|-------|----|--------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|-----|--------|-----|
| 分分類 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| その色 | | | | | | | | - | | | | | | | | | | - |
| 動作の反動 無理な動作 | П | | _ | 6 | | | | П | 1 | | | 2 | 3 | 4 | П | | 12 | 35 |
| 交通事故 (その他) | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 交通事故 (道路) | | | | 5 | | | | | | | က | | | | 1 | | 3 | 12 |
| 火災 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 破殺 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 爆笼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 極 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 有害物 との接触 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 高温低温 との接触 | | | _ | | | | | | | | | | | 2 | | | 1 | 4 |
| おぼれ | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 路みなみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 切れ こすれ | | | П | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | 10 | 1 | | 1 | 16 |
| はさまれ 巻き込まれ | 1 | | 5 | 2 | 1 | | | | | | | | | 3 | 2 | | 1 | 15 |
| 後なれれ | | | l . | П | 1 | | | | | | | | | 2 | П | | | 9 |
| 題題機機 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 飛落来下 | 1 | | 6 | | | | | 2 | | | | | | 3 | | | 2 | 17 |
| 激突 | 1 | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | 1 | | 4 | 6 |
| 転倒 | | | 5 | 4 | | | | 8 | 2 | П | | | 2 | 9 | 9 | | 21 | 55 |
| 秦格格 | 1 | | 12 | 9 | 2 | | | 7 | 1 | | 3 | | | 8 | 9 | | 6 | 50 |
| | 製造業 | 鉱業 | 建設業 | 運輸交通業 | 貨物取扱業 | 農林業 | 畜産水産業 | 商業 | 金融・広告業 | 映画・演劇業 | 通信業 | 教育・研究業 | 保健·衛生業 | 接客・娯楽業 | 清掃・と畜業 | 官公署 | その他の事業 | 中二 |

三田労働基準監督署管内における死亡災害発生状況(平成24年8月20日現在) 平成24年

| 墜落・転落 スレート屋根の葺替え作業中、採光のために屋根に設けられた強化プラスチック部から被災者が墜落し 屋根 たもの。 | 他府県管内トンネル建設工事現場に出張中、点検作業をするために坑内に入場したところ、トンネル内部に充満していた可燃性ガスに引火し、爆発により死亡した。(統計とりまとめの関係により上記7月末表には未反映) | 駅構内に設けられている火災報知器の点検の立会作業中、この立会作業の引継を受けていた被災者が、 地上階に設けられているフェンス扉を開け、その先にある開口部から、同駅自家発電室の床面まで約14 メートル墜落し、死亡したもの。 |
|---|--|--|
| 墜落·転落 屋根 | 爆発 可燃性のガス | 墜落・転落 開口部 |
| 10年 | 7 カ月 16年 | 0 カ月 |
| 男 50歳代 | 男 30歳代 男 40歳代 | 男 30歳代 |
| その他の建築工事業 | その他の 小売業 | その他の事業 ―その他 |
| H24年4月 | H24年5月 | H24年7月 |
| - | 3.2 | 4 |

三田労働基準監督署管内における重大災害発生状況(平成24年8月20日現在) 平成24年

| П | H24年4月 | その他の建築工事業 | 男 6名 | (00 中華 | 施設内のホール (1~4 階まで吹き抜け、約3000㎡) にて、床塗装前の準備作業として、作業員6名が発電機2台をホールに持ち込み、研削機を用いて既存塗装を撤去していたところ、自然換気が不十分であったため、目まい、嘔吐等の一酸化炭素中毒の症状が出たもの。休業なし。 |
|---|--------|-----------|------|--------|---|
| 7 | H24年5月 | トンネル建設工事業 | 男 3名 | 20中華 | トンネル建設工事において、立坑内にて坑内に溜まった雨水を電動式水中ポンプで排水していたところ、当該ポンプが故障したため、エンジン式のポンプ3台に変更し作業を続けた。しかし、エンジン式ポンプが空回りするなど、不完全燃焼を起こし、坑内作業員3名に一酸化炭素中毒の症状が出たもの。なお、換気設備は稼働していた。3名とも休業2日。 |



この秋、労働者派遣法が改正されます!

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」が改正され、法律の名称も「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」になります。 その主な改正点は以下のとおりです。

1 事業規制の強化

- (1)日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)
- (2)グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

2 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- (1)派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- (2)派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- (3)派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- (4)雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- (5)労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

3 違法派遣に対する迅速・的確な対処

- (1)違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- (2)処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

施行日:平成24年10月1日。

ただし、上記3(1)(労働契約申込みみなし制度)は法律の規定により法の施行3年経過後に施行。

<お問い合わせ先> 東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-45 電話:03(3452)1471

三田労働基準協会では労務講習「改正労働者派遣法の施行と企業の対応」を 10 月 3 日 (水) 産業安全会館にて開催致します。ご案内は8月初旬お送りしております。受講申込・お問い合わせは三田労働基準協会へどうぞ!!

- 労働契約法改正法の概要 -

平成24年8月10日に、「労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号)」が公布されましたので、その概要をお知らせします。

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを決定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- ○有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2) に転換させる仕組みを導入する。
- (※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。
- (※2) 別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- ○雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)
- (※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

○有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日:2については公布日(平成24年8月10日)。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

全国安全衛生大会(富山大会)が開催されます

平成24年10月24日~26日「全国安全衛生大会」が富山市で開催されます。参加申込締め切りは10 月10日とせまっております。お問い合わせは三田労働基準協会までお願いいたします。

高齢者の雇用の安定等に関する法律の一部が改正されます

平成24年8月29日「高齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。本改正は、 急激な高齢化の進展に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、継続雇用制度の対象者を限定 できる仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保の対象拡大等の措置を講じようとするものです。施行は一部を 除き平成25年4月1日です。

ハローワークしながわ ^{インフォメーション}

最近の雇用失業情勢

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数(原数値)は91.557人で前年同月比21.4%増と28カ月連続 で前年同月を上回った。また、月間有効求人数(原数値)は246,559人で前年同月比21.1%増と、26カ月連 続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数(原数値)は51,537件で前年同月比19.5%減と10カ月連続で前年同月を下回った。 また、月間有効求職者数(原数値)は250,289人で前年同月比8.3%の減少と、22カ月連続で前年同月を下回っ た。

就職件数は13,078件で前年同月比0.7%増とわずかに増加した。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,721 件で前年同月比2.9%増、パートは5.357件で前年同月比2.3%減となった。

東京の企業倒産状況((株)東京商工リサーチ調べ)は、倒産件数は、201件(前年同月比0.5%減)。業種 別件数ではサービス業(39件)、製造業・卸売業(共に34件)、次いで建設業(29件)の順となった。

| 項目 | 新 | 規求人倍 | 率 | 有 | 効求人倍 | 率 | 就職者数 | 求人充足数 | |
|-------|-----------|-----------|------|------|------|------|------------|---------|--|
| 項目 | 全国 | 東京 | 品川 | 全国 | 東京 | 品川 | 奶 椒 | 水八九足数 | |
| 21年度 | 0.79 | 1.02 2.66 | | 0.45 | 0.60 | 1.61 | 139,964 | 186,500 | |
| 22年度 | 0.93 1.19 | | 3.67 | 0.56 | 0.69 | 2.10 | 147,335 | 196,787 | |
| 23年度 | 1.11 | 1.46 | 4.69 | 0.68 | 0.88 | 2.73 | 149,287 | 200,921 | |
| 24年6月 | 1.32 | 1.86 | 6.41 | 0.82 | 1.09 | 3.41 | 39,695 | 53,658 | |

- 注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《24年4月~24年6月》
 - 2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

平成25年4月から 障害者の法定雇用率が引き上げになります!

すべての事業主は、一定の割合で障害者を雇用するよう、法律で義務づけられています(障害者雇用率制度)。 この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

○民間企業 1.8% ⇒ 2.0%

○国·地方公共団体等 2.1% ⇒ 2.3%

○都道府県等の教育委員会 2.0% ⇒ 2.2%

ご注意

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、対象となる事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること。
- ・障害者雇用促進者を選任するよう努める。

*詳しくはハローワーク品川・雇用支援コーナーへ 電話:03(3433)8609(部門コード#34)

マザーズハローワーク東京からのお願い!

マザーズハローワーク東京では、子育で中の方や、将来仕事と子育ての両立を考えている方が働きやすい 求人を必要としています。

マザーズハローワーク東京(渋谷区)は、時間的な制限がありますが、就労意欲が高い求職者が多数登録 されています。

子育て中の方(20歳未満のお子様がいる方)が求職者の約6割、そのうち約7割の方が未就学児のお子様がいる方です。

ハローワーク品川では子育て中の方が働きやすい求人の確保に努めています。

- ・社内託児所など、仕事と子育ての両立しやすい設備や制度がある求人
- ・事務系の求人 (マザーズ利用者の約6割が事務職を希望しています)
- ・残業がなく (または少なく)、土日祝日が休みの求人
- ・平日昼間のパートタイム求人
- ・求職者の希望に応じて、勤務時間等の労働条件を柔軟に設定することが可能な求人

ハローワーク品川にお申し込みいただいた求人はマザーズハローワークにも公開されます。

*マザーズ求人のお申し込みはハローワーク品川求人コーナーへ 電話:03(3433)8609(部門コード#31)

労働インフォメーション

诵读

平成24.6.11 基発0611 第2号/厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての 留意事項の改正について(要旨)

雇用管理に関する個人情報のうち健康診断の結果、病歴、その他の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、個人情報保護法に関する法律第8号の規定に基づき制定された「個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。)に定めるものに加えて事業者が留意すべき事項を「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成16年10月29日付け基発1029006号)で定めている。

今般、指針の全部を改正し、「雇用管理分野における個人情報に関するガイドライン」(平成24年厚生労働省告示第357号)が公布され、平成24年7月1日から適用されることとなったことを踏まえ「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」について改正を行うとともに新たな留意事項を追加した。ついては、事業場において健康情報の適正な取り扱いが行われるよう、各局においても貴局管内の事業者及び関係団体等に対して周知されたい。

*健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項(要旨)

- 1 法第23条第1項に規定する本人の同意に関する事項(ガイドライン第7の1、2及び4関係)
 - (1)事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。
- (2)安衛法に基づき、事業者は医師による健康診断を行い、健康診断結果の記録、当該結果に係る医師からの意見聴取、当該結果の労働者への通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するために、医療機関に健康診断を委託するための必要な労働者の個人データを提供し、医療機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断の結果を報告(提供)することは、安衛法に基づく事業者の健康診断実施義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。
- (3)また、事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報を求める場合、健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法第23条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者の同意を得る必要がある。
- (4)高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療保険者は加入者を使用している又は使用していた事業者に対し、保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを求めることができ、事業者はその写しを提供しなければならないとされている。このことから、特定健康診断及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に係る記録の写しについて、医療保険者から求めがあった場合に事業者が記録の写しを提供することは、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意なく提供できる。

なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診断及び特定保健 指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの(業務歴、視力、聴力、胸部エックス線 検査、喀痰検査)については、労働者に対し医療保険者に情報を提供する旨を明示し、同意を得ること が必要となるが、同意については、定期健康診断実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙 示によるものが含まれる。

10 at $2012 \cdot 9$

協会定息的

「平成24年度全国安全週間説明会」開催される!

平成24年6月6日(水)安全衛生総合会館大会議室において、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会 共催により平成24年度全国安全週間説明会が開催されました。本説明会は7月1日から7日まで「ルール を守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」のスローガンのもと展開された全国安全週間に先立ち行われた ものです。

三田労働基準監督署からの平成24年度行政運営方針及び全国安全週間実施要綱の説明に引き続き、山本邦倫氏(東日本旅客鉄道株式会社JR東日本研究開発センター安全研究所課長)による特別講演「安全のヒューマンファクター」がありました。

講師から、国鉄時代から最近までに発生したヒューマンファクターによる鉄道事故の事例を引き、それぞれの事故の背景には管理・もの・環境等の要因があり、エラーを起こした本人要因だけに注目しても再発防止は解決できないこと、人と組織のレベルアップや人を取り巻く諸条件との調和がうまく図れないと事故が発生すること、その対策としてベテランに発生したエラーを例にとりヒューマンエラーを如何に防ぐかについてお話しいただきました。

暑い日にも拘らずご参加いただいた皆様から、有意義な講演に対し大きな拍手が送られました。

NEW

2012 秋 開講 産休・育休者セミナー

子育てと両立しながら、いきいきと働いて、キャリア形成を続けるために

育児休業者が復職し、家庭と両立しながら高いモチベーションを維持し、生産性を上げて働くことが重要となっています。

当セミナーは、①経験豊かな財団講師による意欲が高まる講義、②育児と仕事を両立したロールモデルの経験談、③グループディスカッションの効果的な3部構成により、育休取得者が復帰後に育児と両立しながら仕事で充分貢献し、キャリア形成していくことを可能とするために、その意欲を高め、仲間作りを支援します。

【開催日程】 10時~12時(2時間) ※各回とも同一の内容です。

①9月19日(水) ②10月24日(水) ③11月28日(水)

【対 象】 産休予定者、育児休業中の方、育休復職直後の方

【定 員】各回 30名(定員になり次第締切らせていただきます)

【参加費】 財団賛助会員 8,000円、一般 10,000円(税込)

【会 場】 学士会館(地下鉄「神保町」駅下車 A9出口 徒歩1分)

【お申込・お問合せ】 事業開発部 担当/野澤、大野

電 話: 03 (5844) 1665 E-mail: r_nozawa@jiwe.or.jp

人財多様性経営を支援する

♥ 型型 21世紀職業財団

〒113-0033 東京都文京区本郷1-33-13 日本生命春日町ビル3F [URL] http://www.jiwe.or.jp

協会だらり

平成24年度 安全・快適、活力ある職場づくりを目指して

港地区健康と安全推進大会

- 1 日 時 **平成24年10月12日(金)** 13:00~16:30
- 2 会 場 女性就業支援センター 港区芝5-35-3
- 3 次 第

第1会場 表彰、事例発表、特別講演(4階大ホール 14:00~16:30)

第1部 三田労働基準監督署長表彰

- 第2部 (1) 事例発表「白鳥 (スワン・吸わん) 大作戦! 吸う人も吸わない人も皆で考える喫煙対策」 日本通運㈱ 東京航空支店総務部労務管理課 藤 巻 信 子 氏
 - (2) 特別講演「働く人のメンタルサポート よくわかる新型うつ —」 筑波大学大学院医学医療系 産業精神医学・宇宙医学グループ 教授 松 崎 ー 葉 氏

〈特別講演講師〉 筑波大学大学院医学医療系教授 医学博士 松崎 一葉 氏 プロフィール



- 専門分野:産業精神医学・宇宙航空精神医学
- ●研究テーマ:知的労働者のメンタルヘルス予防システムの開発研究 究極のストレスを乗り切る資質育成・人材開発プログラムの策定 宇宙飛行士の適正と資質評価に関する研究
- ●所属学会及び役職:

日本精神神経学会、日本産業衛生学会 (評議員)、日本産業精神保健学会 (理事) など 宇宙飛行士健康診査専門委員会委員、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 主任研究員など

● 著書:

もし部下がうつになったら (㈱ディスカヴァー 21)、会社で心を病むと言うこと (新潮文庫)、情けの力 (幻冬舎)、「心が折れない部下」の育て方 (㈱ディスカヴァー 21) など多数

第2会場 無料健康測定(4階第1セミナー室 13:00~16:00)

脳年齢測定、血液さらさら度、骨密度測定など健康測定や健康指導が受けられます。

協 力:(一社)労働保健協会

〒173-0027 板橋区南町9-11 電話:03 (3530) 2131

第3会場 無料健康相談(4階第2セミナー室 13:00~14:30)

健康診断結果等について、医師・保健師が相談をお受けします(健診結果表をご持参ください)。

協力:みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センター

- 4参加費 無料
- 5 参加申込 申込書に記入し、ファックスでお申し込みください。

主催 港地区健康と安全推進大会実行委員会 代表世話人 三田労働基準監督署

10月12日(金)開催の「港地区健康と安全推進大会」については会員様宛8月初旬にご案内しております。まだ申し込まれていない会員様は9月27日(木)までにお願いいたします。

申込・お問合せ先 (一社)三田労働基準協会 電話:03 (3451) 0901 / FAX:03 (3451) 7692

12 みなと みた 2012・9

産業保健フォーラム IN TOKYO 2012

いま 知っておきたい こころと体の健康づくり



国時 > 平成24年11月21日水 開場 > 10:00 場所 > ティアラこうとう (江東区住吉二丁目28番36号)

10:30 主催者あいさつ

10:40~12:00 【特別講演】

「企業のメンタルヘルスにおける認知行動療法活用のヒント」

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター センター長 医学博士 大野 裕氏

13:30~14:20 事例発表1

「再発防止を目指したメンタルヘルス対策

~味の素(株)における復職プログラムについて~」

味の素株式会社人事部健康推進センター 保健師 横尾 亜子氏

14:20~14:30 リフレッシュ体操

東京健康保持增進機関連絡協議会

15:00~15:50 事例発表2

「実効性のある身体と心の健康管理を目指して

~より積極的な産業保健スタッフの関わり~」

東京急行電鉄株式会社東急病院健康管理センター 保健師 山田 藍氏

15:50~16:10 「特配休暇制度を知っていますか」

社団法人全国労働基準関係団体連合会東京都支部

注) 顕名は、変更になる場合が有ります。

健康測定コーナー (簡易体力測定 健康相談 体脂肪測定等)

相談コーナー

展示コーナー

〈主催〉東京労働局〉(公社)東京労働基準協会連合会〉東京産業保健推進センター

〈後援〉東京都/東京都産業保健健康診断機関連絡協議会/東京健康保持増進機関連絡協議会 他関係団体

みなと みた 2012・9



いのち・シリーズ 61

婚約(たった一晩の子守唄)

戦後、彼と同じ隊にいた戦友に聞いたところによると、昭和19年12月初め、すでに利夫は特攻隊に指名されていた。「還らざる任務につく」と書いた12月7日の翌日には、彼を含む12名が選ばれ、第3振武隊として編成されていた。その半数が利夫と同じ特別操縦見習士官1期生であった。智恵子と面会した12月13日の次の日に12名は三重県の亀山にあった北伊勢飛行場に拠点を移した。

二人は互いに結婚の意志を確かめ合った。

智恵子の母は反対。利夫の戦死を考え、片親になる娘の先々を思ってのことであったが、次第に柔軟な考えになっていった。

利夫の家族も時期尚早だと強く反対していた。

当時は紀元節とされていた2月11日深夜、智恵子は東京駅から三重県鳥羽行きの最終列車に乗った。翌日の朝8時半頃亀山駅に着く。

旅館で1週間過ごした。ある日の晩、隊長のはからいで二人が一緒にいられることになった。離れの部屋に布団が一組敷いてあった。「いいのか」と問いかけるのに、黙って首を横に振った。

婚約もなく、親たちの反対もあったから。

一人眠る利夫の傍に座って、「ねむれ ねむれ 母の胸に ねむれ ねむれ 母の手に――」と、一晩中シューベルトの子守唄を歌っていた。

3月9日利夫が東京の家に来た。兄に、両親の許しが出た、結婚させてほしいと申し出た。婚約については改めて叔父が伺うと言って帰る。

その晩が東京の大空襲であった。

10日後の19日、目黒区の叔父夫婦が結婚の申し込みに、翌日智恵子と兄が目黒に行き正式

に申し出を受け入れた。

特攻(あなたを辿る旅)

昭和20年3月から4月にかけて利夫は詳細な記録を残していた。また、戦後になって彼の隊と係わった人の話しも聞くことができた。

3月16日にはすでに大分海軍飛行基地に前進。さらに山口県防府を経て都城へ。訓練が続く。

3月26日の日記には智恵子からの手紙すべてを焼却したと記しており、その翌日に特攻の 出撃基地・知覧に出発。

知覧で利夫は、天候不良や整備の都合で5度 出撃が中止されている。29日の日記には『ああ、 我、残されり。見送る我の姿、あわれ』と。

4月2日『誘導機故障のため、再び帰還せり』。 4月11日『明12日出撃と決定す。幸、天候 も回復せり』。

4月16日遺書が郵送された。その一部を伝える。

『「ありがとうございました」と、最期の純一なる心底から言って置きます。あなたの幸を希う。いたずらに過去の小義にかかわるなかれ。あなたは過去に生きるのではない。勇気を持って、過去を忘れ、将来に新活面を見出すこと。あなたは、今後の一時々々の現実の中に生きるのだ。穴沢は現実の世界には、もう存在しない』。

智恵子は戦後10年経って15歳年上の伊達と 結婚した。気持ちの整理をつけるには、それだ けの時間が必要だったのである。だがその伊達 は昭和48年にすい臓がんで亡くなっている。

彼女が利夫の正確な命日を知ったのは、昭和35年。『南溟の果てに』という書籍によってであった。そこには利夫が4月12日に隊長となって知覧から出撃、敵艦2隻を轟沈したと書かれていた。

昭和63年4月に10年間勤めた会社を退職することになり、残っている年次有給休暇を使って沖永良部島に行った。4月12日に東シナ海に面して沖縄に近いところを選んだのである。

その後、アメリカの資料と防衛庁の資料で、 利夫が敵艦に突入したのが沖永良部の辺りだと 分かった。

藤枝 丞 (藤枝事務所主宰)

協会だらり

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい 国の退職金制度です。

- 1 国の制度だから安全・安心! さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理! 管理や運用の手間がかかりません。
- ⑤掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。

パートタイマーさんも ご加入いただけます。

詳しくは ホームページをご覧ください



http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。 定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、長時間労働面談・保健指導・健康 セミナー・健康相談等実施しております。 お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION



会長 医学博士 柳澤 信夫

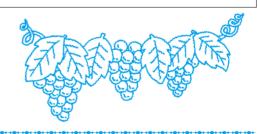
〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL: 03-3783-9411

FAX: 03-3783-6598 Mail: keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が 推進する、がん検診受診率50%を目指 すプロジェクトの推進パートナーです。



みなと みた 平成 24 年 9 月 号 平成 24 年 9 月 15 日発行(年 6 回発行) 第 16 巻第 5 号通巻第 93 号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

URL http://www.mita-roukikyo.or.jp

[編集協力]労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

平成24年度講習会等予定表

詳しくはホームページをご覧下さい【 http://www.mita-roukikyo.or.jp 】

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等 でお知らせします。

| l . | 講習等の種類 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-----------------------|------------|---------|-------------|------------------|------------|--------------------|--------------|------------------|----------|---------|-------|-----|
| | ○ | 労務管 内しま | | ついて、 段はご | ・ 幅広く 案内中及 | 、かつえび準備に | - タイムリ 中の労務 | ーなテー 斉管理講 | - マで企 習会です | 画し、E | 程・内 | 容等は順 | 次ご案 |
| | 分務管理講習 | | | | | 29 🗆 | 26 | | 2, 7 🗆 | | 0 | 21 | 0 |
| | 労務管理セミナー | | | | 12 | | | | | | | | |
| 労 | 実践労務管理点検指導会 | | | | 6 | | | 17 | | | 24 | | |
| 労働条件等 | 労災保険実務講習 | 25 | | 11 | | | | | | | | | |
| 件 | 雇用均等行政講習会 | | | 15 | | | | | | | | | |
| 等 | 労務人事担当者基礎講習 | 23 | 10.21 | 4.19 | | | | 30~31 ☆ | | | | | |
| | 新入社員等安全衛生教育 | 19 | | | | | | | | | | | |
| ببر | 安全週間説明会 | | | 6 | | | | | | | | | |
| 安全・衛生 | 労働衛生週間説明会 | | | | | | 5 | | | | | | |
| | 港地区健康と安全推進大会 | | | | | | | 12 | | | | | |
| | 健康づくり研究会講習会 | | | | | | | | | | 23 | | |
| | 衛生管理者等支援講習会 | | | | | | | | | | | 14 | |
| | MS・RA講習会(※) | | | | | | | | 27 | | | | |
| | 有機溶剤作業主任者技能講習 | | | | | | | 0 🗆 | | | | | |
| | フォークリフト運転技能講習 | | | | | | 5 · 9 · 16 17 □ | | | | | | |
| | 玉掛け技能講習 | | | | 8·19·29 | | | | | | | | |
| | ガス溶接技能講習 | | | | | | | | | | | | |
| | 粉じん作業者特別教育 | | 14 🗆 | | | | | | | | | | |
| | 低圧電気取扱者特別教育 | | | | | 8 🛆 | | | | | | | |
| | 研削と石特別教育 | | | 13 🗌 | | | | | | | | | |
| | プレス作業者特別教育 | | | | | | | | | | | | |
| 資格問 | クレーン運転(5 t未満) 特別教育 | | | | | | | | | | | | |
| 資格関係等 | ★安全管理者選任時研修 | | 14 · 15 | | 23.24 | | 12 · 13 ☆ | | $6 \cdot 7$ | | 29 · 30 | | ©△ |
| | 第2種衛生管理者能力 向上教育 | | | | 17 | | | | | | | | |
| | ★安全衛生推進者養成 講習 | | | | 26 · 27 | | | | 26 · 27 | | | | |
| | ★安全衛生推進者初任時教育 | | | 27 | | | 2.7 ☆ | | | | | 4 | |
| | ★衛生推進者養成講習 | | | 20 🗆 | | | | 23 | | | | ©☆ | |
| | ★リスクアセスメント 担当者研修 | ` | | | 10 | | | | | | | 1 | |
| | 衛生管理者受験準備講習 | | 22~24 | | 23~25 | 28~29 ☆ | | 15~17 | | 5~7 △ | | 18~20 | |

日 程:月欄の数字=開催予定日です。◎=日程調整中です。

会 場:無印は港区内です。△=品川区内、☆=渋谷区内、□=大田区内となります。

- 9月26日 事務所、バックヤードにおける労災事故の防止と対応
- 10月3日 改正労働者派遣法の施行と企業の対応
- 10月11日賃金・賞与・退職金〔会場は渋谷〕10月18日個別労働関係紛争発生、そのとき金 個別労働関係紛争発生、そのとき企業はどう対応すべきか?
- 11月7日 えっ、これってパワハラ?忍び寄る訴訟リスクへの対応!
- 12月13日 うつの原因と対策〔会場は渋谷〕 2月21日 仮題「就業規則の見直しと改定のポイント」

★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協力会の教育研修などにご利用ください。詳しくは協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。